

第13回秋田市都市景観形成専門部会議事録

開催概要

- 1 日 時 平成20年9月3日(水) 10:30~12:00
- 2 場 所 秋田市文化会館 4階第2会議室
- 3 委員の定数 12名
- 4 出席委員 6名
横山 智也 部会長、恒松 良純 委員、進藤 義雄 委員、岡部 久子 委員、
嘉藤 潔 委員、柴田 久 委員
- 5 欠席委員 6名
佐藤 貞治 委員、加藤 一成 委員、金子 健三 委員、半田 和彦 委員、
石垣 充 委員、渡部 高明 委員
- 6 議事録署名委員 恒松 良純 委員、岡部 久子 委員
- 7 打`ザ`バ` - 折田 仁典 審議会会長

次第

- 1 開会
- 2 部会長あいさつ
- 3 部会長職務代理者指名
- 4 議事録署名委員指名
- 5 議事
秋田市景観計画の策定に関する必要事項の調査および審議について(諮問)
- 6 その他
報告事項
- 7 閉会

資料

- ・ 次第
- ・ 議事資料：秋田市景観計画構成(案)
- ・ 議事資料：秋田市景観計画策定方針(案)
- ・ 議事補足資料：景観法の概要(国土交通省都市・地域整備局都市計画課)抜粋
- ・ 議事補足資料：秋田市都市景観形成に関する基本方針
- ・ 議事補足資料：他都市景観計画パンフレット
- ・ 議事補足資料：秋田市都市景観条例に関する資料
- ・ 議事補足資料：秋田市屋外広告物条例に関する資料
- ・ 報告事項資料：景観に関するアンケート調査報告書
- ・ 報告事項資料：景観マップ完成版

審議内容

5 議事

秋田市景観計画の策定に関する必要事項の調査および審議について（諮問）

横山部会長

それでは議事の「秋田市景観計画の策定に関する必要事項の調査および審議について」に入る。先ほど、審議会への諮問に対し、当専門部会へ付託された案件についてである。

本日は委員の皆様から内容の確認および意見をいただき、事務局はそれをもとに計画のフレームを定め、10月の素案作成に移っていただきたい。

では、はじめに事務局より内容について説明願う。

事務局

「秋田市景観計画の策定に関する必要事項の調査および審議について（諮問）」について説明

横山部会長

只今の説明に対し、何か質問はあるか。

柴田委員

合併による市域拡大への対応として、旧河辺町、旧雄和町に景観に関する条例があった場合、それらとの整合性はどのようにするのか。

事務局

旧河辺町には景観に関する条例はなく、旧雄和町には「美しい雄和の風景と文化を守り、育てる条例」（平成15年4月1日施行）があったが、合併時に条例、規則等の取扱いは秋田市の条例、規則等を適用することとしていたため、同様の取扱いとしている。

柴田委員

今まで都市が持っていた歴史や建物の保全が大事であると思うが、どうか。

事務局

歴史文化を生かしたまちづくりについては市も検討しており、景観計画に盛り込む内容についても検討が必要であると考えている。

恒松委員

「秋田市景観計画策定方針(案)」の2ページにある「位置付け」について、県条例に適合することとしているが、市と県の条例の違いはあるのか。

事務局

「秋田市都市景観条例」は優れた都市景観の創造と保全を目的とするものであり、県の「秋田県の景観を守る条例」は主に自然景観の保全と継承を目的としているようである。（条例第1条「豊かな自然に恵まれた景観を守り、もって心の和む県土を後世に引き継ぐことを目的とする」）

景観計画を策定した場合は、秋田市は県条例の対象区域から外れるため適合する義務はないが、景観計画に県条例の内容を盛り込むなどの、これまでの景観施策の継承を検討している。

恒松委員

議事資料2「秋田市景観計画策定方針(案)」の4ページにある地域別方針について、用途地域との関連はどのようになっているのか。

事務局	景観要素と用途地域はできるだけリンクしていきたい。
恒松委員	届出対象行為の担保や、届出の時期はどのように考えているのか。
事務局	現在の届出は建築確認と別途行っており、景観計画に基づく届出についても同様に考えている。
恒松委員	景観重要建造物の指定はどこで行うのか。また、要件が5項目挙げられているが、全てを満たしている必要があるのか、または1つだけでもいいのか。
事務局	指定は市長が行うが、所有者の同意は必要である。景観計画にはどのような建造物や樹木について指定をするか方針を挙げ、指定までの手続等については条例に定めるということも視野に入れている。 要件については、要件自体が案の段階であり、どのような判断で指定するかも含め、今後検討したいと考えている。
横山部会長	審議会での中澤部長の挨拶で、保存樹の数が全国3位ということだが、景観でも同様に、数という視点で考えるのか。
事務局	保存樹は秋田市の独自の制度であり、約2,000本指定しているが、景観重要樹木は数ではなく要件を満たす物を指定していくという考えである。なお、保存樹についても都市緑化専門部会で見直しについて審議していく。
折田審議会会長	議事資料1「秋田市景観計画構成(案)」の確認だが、資料左枠にある景観法、資料右枠にあるこれまでの基本方針をうまくリンクしていき、資料中央枠の秋田市景観計画を私達がつくるということか。
事務局	その通りである。
折田審議会会長	景観計画区域が市全域ということだが、あまりにも広いのではないか。田園も森林も全て全部ということか。区域を限定して設定することはできないのか。
事務局	景観の要素として、眺望などを考えると、個々の区域ではなく全体を対象として景観施策を行う必要があると考える。
折田審議会会長	田園は田園、住宅は住宅といった場所を個々に区域設定して方針などをつくっていくのか。
事務局	議事資料2「秋田市景観計画策定方針(案)」の4ページにもあるように、景観要素別、地域別の方針をつくる予定である。
折田審議会会長	大きく市全域を設定し、具体的な場所について方針などをつくっていくのか。
事務局	具体的な場所については、その地域の人達との調整もあるため、景観計画の中で設定するのは難しい。しかし、地域の人達から声が上がったときのために、ツールを用

意しておく考えである。

横山部会長

この場で意見等を全て出すのは難しいので、何かある場合は事務局へ連絡するということにしたい。

事務局から議事資料1「秋田市景観計画構成(案)」として、秋田市景観計画について、策定の目的を「市民が主体的に地域の景観づくりに取り組むことができる環境を整備するとともに、これまでの都市景観施策をより効率的に進める」として進めること、規制の強化ではなく有効な誘導を主とすること、景観計画に任意で定めることの事項の中から「屋外広告物」「景観重要公共施設」「景観農業振興地域整備計画」を定めること、現行の「秋田市都市景観形成に関する基本方針」を景観計画の柱として継承することが示されているが、この通り景観計画の策定を進めることについて委員の皆様から了承いただきたい。

委員一同

了承

折田審議会会長

重点地区の整備イメージはどのようなものか。

事務局

現在は川反都市景観地区があるが、それを移行するわけではない。現在は新屋表町通りで地区の人達主体の取組が行われていることから、重点地区の候補として可能性があると考えられる。

重点地区としてそれなりの制限をかけるとすると、地区の人達との協議や調整、コンセンサスを得ることが必要である。

折田審議会会長

委員から推薦された地区がある場合、景観計画に盛り込まれるのか。また、委員から推薦されても地区の人達から同意が得られなければ、盛り込まれないのか。

事務局

地区の人達からの同意は絶対に必要であると考えため、同意が得られていない地区を重点地区として指定することはない。

折田審議会会長

委員から推薦された地区を列挙するだけでもおもしろいと思うが。

横山部会長

良いと思う地区があれば、次回推薦し、素案の中で検討してもらってはどうか。

嘉藤委員

これまで保全について話が進んでいるが、活性ということで、商業地域の一区域などをモデル区域として指定できないか。

事務局

重点地区の候補や、モデル区域等については、素案づくりのときまで検討させていただきたい。

横山部会長

そのようお願いします。

議事資料2「秋田市景観計画策定方針(案)」として、秋田市全域を景観計画区域とすること、良好な景観の形成に関する方針として景観要素別方針、地域別方針、都市景観都心軸の方針をつくること、景観形成基準として数値基準を設けることが示されているが、この通り景観計画の策定を進めることについて委員の皆様から了承いただきたい。

委員一同

了承

6 その他 報告事項

横山部会長

次に次第の6「その他」だが、事務局から報告があるようなので、願います。

事務局

景観マップ、景観アンケートについて説明

横山部会長

事務局および委員から、ほかに何かあるか。

進藤委員

アンケートの19ページを見て思い出したことがある。広小路のアーケードの柱には赤と緑があり、赤について他県から来た人に、近くに神社仏閣があるのか聞かれるが、そういった理由がないのであれば統一した方が良いのではないか。マンホール等も統一性がない。

事務局

商店街が設置し色を塗っている。個々が行うため統一は難しいが、景観計画の方針の中で統一を謳うことによって誘導は図れると考える。

岡部委員

ブロック塀を生垣にすれば簡単にきれいになると思うので、補助などができればいいのではないか。

事務局

ブロック塀を生垣にすることは都市緑化推進専門部会が専門で審議する。(緑のまちづくり活動支援基金の助成対象に「市街地での生垣づくり」あり)

以前市でも生垣を奨励したことがあるが、年配の人などは反対に生垣をブロック塀にしたいということもある。個人の財産であるため、規制という形は難しいが、方針などに望ましいと謳うことはできるかもしれない。

岡部委員

書類の構成や用語の使い方を、市民が参加することを念頭に、もっと分かりやすくしてほしい。

事務局

心がける。

横山部会長

ほかにあるか。ないようなので、本日予定した議事の全てが終了した。

事務局

閉会

これは、平成20年9月3日に開催された「第13回秋田市都市景観形成専門部会」の議事録である。

議事録署名委員

_____ 印

_____ 印